



「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」について

「土壌汚染対策法の一部を改正する法律案」が3月3日(金)に閣議決定、国会に提出されました。平成21年改正法の施行(平成22年)から5年が経過したことから、法律の施行状況について検討された結果、見えてきた現状を踏まえ7年ぶり3度目の法改正となります。

本法律案は、土壌汚染に関するより適切なリスク管理を推進するための措置を講じ、土壌汚染状況調査の強化を図ることを目的とします。

改正法律案の概要

(1) 土壌汚染状況調査の実施対象となる土地の拡大調査が猶予されている土地の形質変更を行う場合(軽易な行為を除く)には、あらかじめ届出をさせ、都道府県知事は調査を行わせる。

(2) 汚染の除去等の措置内容に関する計画提出命令の創設等

都道府県知事は、要措置区域内における措置内容に関する計画の提出の命令、計画が技術的基準に適合しない場合の変更命令等を行う。

(3) リスクに応じた規制の合理化

①健康被害のおそれがない土地の形質変更は、その施行方法等の方針について予め都道府県知事の確認を受けた場合、工事毎の事前届出に代えて年一回程度の事後届出とする。

②基準不適合が自然由来等による土壌は、都道府県知事へ届け出ることにより、同一の地層の自然由来等による基準不適合の土壌がある他の区域への移動も可能とする。

(4) その他

土地の形質変更の届出、調査手続の迅速化、施設設置者による土壌汚染状況調査への協力に係る規定の整備等を行う。

上記法律案の施行期日は、(1)~(3)が公布の日から2年以内、(4)が公布の日から1年以内で政令で定める日を予定しています。

当社では、土壌汚染調査において実績があります。調査に関する企画提案から分析、報告書作成まで、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成29年3月3日付 環境省ホームページ

平成29年3月9日発行 週刊 エネルギーと環境
土壌環境箇所 坂田旭子

「労働安全衛生法施行令と特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する政省令案要綱」の諮問と答申

平成29年3月13日、厚生労働大臣は、労働政策審議会に対し、「労働安全衛生法施行令と特定化学物質障害予防規則等の一部を改正する政省令案要綱」について諮問を行い、いずれも妥当であるとの答申がありました。これを踏まえ同省は、速やかに政省令の改正作業を進める予定です(平成29年3月29日公布、平成29年6月1日施行予定)。

改正案の内容は、以下の通りです。

<趣旨> 三酸化二アンチモンについて、国が行う「化学物質による労働者の健康障害防止に係るリスク評価」を行ったところ、リスクが高く規制が必要であるとの結論となったことから、必要な改正を行うもの。

・政令

◆特定化学物質(第2類物質)に追加

①作業主任者の選任、②作業環境測定の実施及び③特殊健康診断の実施の義務付け 等

・特化則

◆物質の種類として、「特定化学物質(第2類物質)」のうち、「管理第2類物質」に追加

◆三酸化二アンチモンの製造、取扱作業における、特殊な作業の管理を規定 等

当社では、作業環境測定、排水、環境水などの様々な種類の分析について長年の経験と実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成29年3月13日付 厚生労働省報道発表資料
分析技術箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [デカブロモジフェニルエーテルに関する REACH 規則附属書 XVII の改正を官報公示](#)
2. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
3. [第7回食品用器具及び容器包装の規制に関する検討会について](#)
4. [産業医制度等に係る見直しについて](#)
5. [平成28年熊本地震被災地の第4次アスベスト大気濃度調査結果について](#)

臨時休業について(お知らせ)

誠に勝手ながら、当社では下記の通り社内行事の為に休業させていただきます。何かとご迷惑をお掛けするとは存知ますが、悪しからずご了承いただきたくお願い申し上げます。

臨時休業 5月11日(木)



製品/材料中の金属などの分析において ISO/IEC17025 の試験所認定を追加取得!

この度、当社での製品/材料中のアンチモン、リン、ベリリウム等の分析に対して、試験所の国際規格 (ISO/IEC17025) の認定範囲への追加が承認されました。これにより、RoHS 6 物質に加え、グリーン調達基準の管理物質でもある3物質のデータが国際的にも通用することになりました。

お問い合わせはこちら